

令和4年度一宮市社会教育方針について

令和4年度一宮市社会教育方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年3月17日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

令和4年度一宮市社会教育方針を定めるため、本案を提出します。

令和4年度

一宮市社会教育方針

一宮市教育委員会

私たちを取り巻く社会経済状況は、少子化による人口減少や高齢化の進行とともに、情報通信技術の飛躍的な進展やグローバル化などにより急速に変化している。さらに、今後は長寿命化が進み、「人生 100 年時代」が到来すると言われる一方で、人工知能（AI）やロボット技術などの高度な発展がもたらす新しい社会の姿として「超スマート社会（Society5.0）」の実現が提唱されている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの社会生活のあり方を大きく変容させ、ウィズコロナ、アフターコロナにおける「新しい日常」への移行が求められている。

このような大きな変化の中にあって、人々が生きがいを求めて充実した人生を送ることができる持続可能な社会をつくるためには、ICT の活用をはじめ時代に対応した学習活動の推進と、個々の能力を發揮できる環境の整備が求められている。

本市社会教育行政は、「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成と生涯学習社会の実現に向けて、市民一人ひとりの学習活動を支援するとともに、学校・家庭・地域との連携・協働によるひとづくり・地域づくりを進めるため、次の目標を定め、諸活動を展開する。

## 重 点 目 標

- 1 一人ひとりの生涯学習を大切にすまちづくり
- 2 やすらぎとぬくもりにあふれた魅力ある地域づくり
- 3 個人の能力が生かせる男女共同参画社会づくり
- 4 思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭づくり
- 5 自然と芸術・文化に親しむ心豊かな人づくり

# 事業計画

## 1 成人教育

超高齢社会の進行や ICT の進展、グローバル化等により、現代的課題や地域における課題は多様化、複雑化し、新たな学習需要も生まれている。

こうした状況に対応するため、近年のコロナ禍を踏まえた ICT の活用など、時代に即した学習機会の提供と市民の自主的な活動の活性化をめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 学習活動の推進
  - ① 成人教養講座（対面講座、オンライン講座）
  - ② 市民大学公開講座
- (2) グループ・団体の育成・支援
  - ① 一宮市小中学校 P T A 連絡協議会の支援
  - ② P T A 活動、成人グループ及びサークル等自主的な活動の奨励
  - ③ 一宮市地域女性団体連絡会及び地域女性団体の育成  
女性団体による講演会の開催
- (3) 指導者層の拡充  
講師依頼実績の調査・把握
- (4) その他  
自主的な活動の奨励及び学習資料の提供

## 2 家庭教育

家庭教育機能の低下が問われている今日、家庭における家族一人ひとりの果たす役割は極めて重要である。そこで、家庭教育基盤の回復を図るため、思いやりと強いきずなで結ばれた温かい家庭の確立、そしてその輪を地域社会に大きく広げていくことをめざし、次の諸活動を展開する。

- (1) 家庭教育推進協議会の開催
- (2) 家庭教育支援ボランティアの養成  
家庭教育支援ボランティア養成講座の開催
- (3) 学習活動の推進
  - ① 家庭教育推進事業  
赤ちゃんセミナー、幼児期家庭教育セミナー、  
小中学生をもつ保護者のための家庭教育セミナー
  - ② 家庭教育支援事業  
フレッシュママ交流会、0歳児ママのオンライン交流会、フレママひろば、  
ステップアップママひろば、ぴよぴよらんど

### 3 青少年教育

青少年期は心身の成長発達、人格形成のうえから極めて重要な時期といえる。また、昨今の不安定な社会情勢のなかで、次代を担う青少年には大きな期待が寄せられている。こうした背景を踏まえ、体験学習や実践活動を通して人間性や社会性を養い、豊かな創造力とたくましい行動力、自主・自立と公共の精神に満ちた思いやりの心あふれる青少年の育成のために、関係各機関との連携を密に、次の諸活動を展開する。

- (1) 青少年の学習活動
  - ① 青年文化教室
  - ② 子ども教室  
子どもわくわく学習会、ジュニア教室、キッズチャレンジ
- (2) 自主的な青少年活動の育成・支援
  - ① 青少年グループの育成・支援
  - ② 青年のつどい
- (3) 放課後等の学習・体験活動支援
  - ① 放課後子ども教室事業
  - ② 地域学校外活動推進事業
  - ③ 子ども情報紙「キッズ i」の発行

### 4 文化・レクリエーション活動

市民生活にインターネットなどが普及し、様々な情報を容易に手に入れることができる現代、人と人とが直接向き合う場は年々減ってきている。

このような世情のなかで、自らが興味を持って積極的に活動できる文化・レクリエーション活動を奨励し、振興を図っていくことは、文化面のみならず、人的交流を通じた個性あふれる魅力ある地域づくりといった面からも重要となっている。

現代社会における市民の高い学習意欲に応えるべく優れた芸術文化や伝統芸能などを鑑賞する機会・情報を提供するとともに、文化・レクリエーションに関する学習、発表などの活動を促進するために、次の諸活動を展開する。

- (1) 文化・レクリエーション活動の奨励
  - ① 一宮市美術展
  - ② 愛知県文化協会連合会事業への参加奨励
- (2) 文化活動事業・レクリエーション事業の委託
  - ① 文化活動事業  
[一宮市芸術文化協会へ委託]  
一宮市芸術祭、文化講演会、民俗芸能のつどい、文化教室、市民文芸集・文化情報紙の発行等

- ② レクリエーション事業
  - [一宮市レクリエーション協会へ委託]
  - 一宮市レクリエーション大会、種目別大会、展示発表会、レクリエーション教室
- (3) 団体の育成
  - ① 一宮市芸術文化協会の組織の充実
  - ② 一宮市レクリエーション協会の組織の充実

## 5 公民館活動

公民館は地域の社会教育を中心とした生涯学習等の拠点である。そのため、地域の社会教育を進める機会と場を提供するとともに、時代に合った様々な学習活動を支援し、活発にするため、次の諸活動を実施する。

- (1) 公民館活動の充実
  - ① 連区公民館長会の開催
  - ② 指導者層の拡充
    - ア 連区公民館長の研修会
    - イ 公民館役員研修会
    - ウ 公民館主事の資質向上
  - ③ 公民館運営審議会の設置
- (2) 中央公民館事業
  - ① 地区公民館相互の連携調整に関する事業
- (3) 地区公民館事業
  - ① 地区公民館事業
    - ア 魅力ある地域づくり事業
      - まちづくり、世代間交流、地域の歴史・文化、コミュニティづくり、ボランティア活動に関する各事業
    - イ 家庭・青少年学習事業
      - 青少年対象の体験活動・ボランティア体験、親子で参加できるふれあい活動、その他青少年や家庭教育に関する各事業
    - ウ 成人・高齢者学習事業
      - 成人・高齢者対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
    - エ 女性学習事業
      - 女性対象の教養講座、趣味教室、専門講座、講演会、その他の学習活動
    - オ 学習発表会事業
      - 作品発表会（文化祭、作品展等）、芸能発表会（芸能祭等）、公民館まつり等
    - カ 体育レクリエーション事業
      - 地区運動会または地区体育祭、生涯スポーツ活動、レクリエーション活動、その他の学習活動

- ② グループ活動の奨励・指導助言
- ③ 施設・設備の整備充実

## 6 生涯学習センター事業

生涯学習の拠点として市民の多様な学習ニーズに対応する場及び機会の提供を図るため次の諸活動を展開する。

- (1) 尾西生涯学習センター
  - ① 講座の開催  
教養講座、生活講座、趣味講座
  - ② 施設・設備の維持管理
- (2) 尾西南部生涯学習センター
  - ① 講座の開催  
実務講座、教養講座、生活講座、趣味講座、健康講座
  - ② 施設・設備の維持管理

## 7 社会教育推進体制の充実

社会教育に関する各種施策の充実を図り、総合的かつ効果的に展開していくため、社会教育委員で構成される、教育委員会の諮問機関を設置するとともに、職員の資質向上に向け次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育審議会の開催
- (2) 社会教育委員の研修と調査研究の支援
- (3) 職員の資質向上  
社会教育推進に関する各種研修会・社会教育主事講習への参加

## 8 地域学校協働活動の推進

学校と地域の連携・協働により社会全体で子どもを守り育てる環境を整備し、地域一体となって学び合い支え合う地域コミュニティづくりを推進するため、次の諸活動を展開する。

- (1) 地域コーディネーター研修等への参加
- (2) 関係機関との連携強化や情報共有

## 9 その他

社会教育の充実を図るため、次の諸活動を展開する。

- (1) 社会教育関係資料の収集と提供
- (2) 自発的な各種活動への後援
- (3) 関係機関との連携・協働
- (4) 学習成果を生かす機会の充実
- (5) 生涯学習バス活用による社会教育活動の支援



第14号議案

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について

一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年3月17日

一宮市教育委員会

教育長 高橋 信哉

提案理由

任期満了に伴う改選のため、社会教育法第15条及び第30条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員及び一宮市公民館運営審議会委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
はせがわ やそ 長谷川 八十	有識者	再
みさわ けんいち 三沢 建一	有識者	再
ますかわ こういち 益川 浩一	有識者	再
すぎやま かつじ 杉山 勝治	有識者	再
おおしま みちこ 大島 美智子	有識者	再
おがわ のりこ 小川 典子	有識者	再
まぶち ひろし 馬淵 博	有識者	再
すぎもと さとる 杉本 智	一宮市連区公民館長 連絡協議会	再
おぜき かつこ 尾関 勝子	一宮市地域女性団体 連絡会	再
ふわ ひろし 不破 皓	一宮市芸術文化協会	再
おおたけ みきお 大竹 幹雄	一宮市スポーツ協会	再
うちだ きよし 内田 清	一宮市児童育成連絡 協議会	再
いとう けんいち 伊藤 健一	青少年グループ	再
みやざき はつみ 宮崎 初美	子育てネットワーカー	再

2. 委嘱期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## ○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## ○一宮市公民館設置及び管理に関する条例

(昭和 30 年 4 月 1 日 条例第 18 号)

第 3 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15 名以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一宮市連区公民館長の解嘱及び委嘱について

一宮市連区公民館長の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年3月17日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

連区公民館長辞職のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市連区公民館長 解嘱該当者

(解嘱日 令和4年3月31日)

氏名	備考
のだ みつお 野田 満男	令和4年3月31日付での辞任届が提出されたため

2. 一宮市連区公民館長 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
てらさわ とくしげ 寺澤 徳重	今伊勢町連区公民館長候補者推薦会議より推薦	新

3. 委嘱期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

※一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定に基づく前任者の残任期間

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和4年3月17日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
59	一般社団法人日本トレーニング推進協会 代表理事 やまだ やすあき 山田 康明	体幹・かけっこ教室	幼児、小学生を対象に行う体幹トレーニング教室 特に、速く走るために必要な身体の使い方についての指導	令和4年5月15日(日)	一宮市総合体育館 多目的室	500円	(7)